

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

国民健康保険の被保険者証（保険証）の発行、保険料（税）の賦課・徴収等の窓口は、引き続きお住まいの市町村です。

都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> 事務の効率化、標準化、広域化を推進 市町村ごとの標準保険料（税）率を算定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証（保険証）等の発行 標準保険料（税）率等を参考に、保険料（税）率を決定 保険料（税）の賦課・徴収 保険給付（高額療養費の支給、療養の給付等）の決定、支給

お問い合わせは、国保年金課（2階） ☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

【別表】

障害の区分	程度
国民年金法等の障害年金	1級、2級
身体障害者手帳	1級～3級 4級は、以下のいずれかに該当 ①音声、言語またはそしゃく機能の著しい障害 ②両下肢のすべての指を欠くもの ③1下肢を下腿の1/2以上で欠くもの ④1下肢の機能の著しい障害
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級
療育手帳	㊦の1、㊦の2、Aの1、Aの2

一定の障害がある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます。

65歳～74歳で別表にあるいずれかの障害認定を受けている方などは、任意で後期高齢者医療制度に加入することができます。

第27回茂原市産業まつりを開催



日時 11月3日㊦ 10時～14時

内容 市内農産物の販売、商工業製品展示、飲食物販売、祝餅投げ（10時45分～）、豪華景品!?付お餅投げ（11時45分～、13時45分～）、太鼓演奏・お囃子演奏・フォークダンス披露（11時～）など

お誘い合わせの上、ご来場ください。

場所 市庁舎南側駐車場

主催 茂原市産業まつり実行委員会



お問い合わせは、農政課（6階）
☎(20)1526、FAX(20)1604へ。

後期高齢者医療制度に加入することにより、それまでの健康保険と比べ、医療機関等の窓口負担、保険料負担が軽減される場合があります。

また、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した方は、75歳になるまでは、いつでも制度から脱退することができます。

お問い合わせは、国保年金課（2階）
☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

あなたの力をお貸しく下さい！ 献血および骨髄バンクドナー登録会

日時 11月8日㊦
10時～11時45分、13時～16時

場所 保健センター

主催 茂原中央ライオンズクラブ

共催 茂原市献血推進協議会

お問い合わせは、健康管理課（2階）
☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

お詫び

広報もばら10月15日号9ページ「スポーツもばら」の記事において、茂原中学校 高木健汰さんの学年に誤りがありました。正しくは2年生です。訂正し、お詫び申し上げます。